

○福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例

平成二十四年十二月二十日

福井県条例第七十二号

改正 平成二五年三月二二日条例第一二号

平成二五年一〇月一〇日条例第四四号

平成二七年三月一二日条例第一〇号

福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例を公布する。

福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 児童発達支援

第一節 基本方針（第五条）

第二節 人員に関する基準（第六条—第九条）

第三節 設備に関する基準（第十条・第十一条）

第四節 運営に関する基準（第十二条—第五十五条）

第五節 基準該当通所支援に関する基準（第五十六条—第六十一条の二）

第三章 医療型児童発達支援

第一節 基本方針（第六十二条）

第二節 人員に関する基準（第六十三条・第六十四条）

第三節 設備に関する基準（第六十五条）

第四節 運営に関する基準（第六十六条—第七十一条）

第四章 放課後等デイサービス

第一節 基本方針（第七十二条）

第二節 人員に関する基準（第七十三条・第七十四条）

第三節 設備に関する基準（第七十五条）

第四節 運営に関する基準（第七十六条—第七十八条）

第五節 基準該当通所支援に関する基準（第七十九条—第八十一条）

第五章 保育所等訪問支援

第一節 基本方針（第八十二条）

第二節 人員に関する基準（第八十三条・第八十四条）

第三節 設備に関する基準（第八十五条）

第四節 運営に関する基準（第八十六条—第八十九条）

第六章 多機能型事業所に関する特例（第九十条—第九十二条）

第七章 雑則（第九十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）

第二十一条の五の四第一項第二号、第二十一条の五の十五第二項第一号ならびに第二十一条の五の十八第一項および第二項の規定に基づき、指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定めるものとする。

（平二五条例四四・一部改正）

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、法および児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 指定通所支援費用基準額 法第二十一条の五の三第二項第一号（法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。

二 通所利用者負担額 法第二十一条の五の三第二項第二号（法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額および肢体不自由児通所医療（法第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

三 法定代理受領 法第二十一条の五の七第十一項（法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額または法第二十一条の五の二十八第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

四 多機能型事業所 第五条に規定する指定児童発達支援の事業、第六十二条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第七十二条に規定する指定放課後等デイサービスの事業および第八十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業ならびに福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成二十四年福井県条例第六十五号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第七十九条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス基準条例第百四十二条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準条例第百五十二条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準条例第百六十二条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス基準条例第百七十三条に規定する指定就労継続支援A型の事業および指定障害福祉サービス基準条例第百八十六条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

第三条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者および障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第二十八条第一項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思および人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第二十一条および第五十条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(申請者の要件)

第四条 法第二十一条の五の十五第二項第一号の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院または診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあつては、この限りではない。

第二章 児童発達支援

第一節 基本方針

第五条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作および知識技能を習得し、ならびに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導および訓練を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者)

第六条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 指導員または保育士

二 児童発達支援管理責任者（福井県児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例（平成二十四年福井県条例第七十三号）第六十八条第一項に規定する児童発達支援管理

責任者をいう。以下同じ。)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 嘱託医

二 看護師

三 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）または保育士

四 機能訓練担当職員

五 児童発達支援管理責任者

4 前三項の従業者の配置の基準は、規則で定める。

第七条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。

一 嘱託医

二 児童指導員および保育士

三 栄養士

四 調理員

五 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。

一 言語聴覚士

二 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）

4 第二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。

一 看護師

二 機能訓練担当職員

5 前各項の従業者の配置の基準は、規則で定める。

（管理者）

第八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支

援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第九条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（同項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

- 2 従たる事業所を設置する場合における主たる事業所および従たる事業所の従業者の基準は、規則で定める。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第十条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第一項に規定する設備および備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第十一条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室および便所ならびに指定児童発達支援の提供に必要な設備および備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室および相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

- 2 前項に規定する設備の基準は、規則で定める。
- 3 第一項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。
- 4 第一項および前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第四節 運営に関する基準

(利用定員)

第十二条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。

(内容および手続の説明および同意)

第十三条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込みを行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」

という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十八条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第三項および第四項において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

- 2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 4 前三項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（提供拒否の禁止）

第十五条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

第十六条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村または障害児相談支援事業を行う者（第五十条第一項において「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第十七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第五十二条第二項において同じ。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

（障害児通所給付費の支給の申請に係る援助）

第十九条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第二十条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

第二十一条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二十二条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十三条 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途および額ならびに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに規定する支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領)

第二十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援におい

て提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定児童発達支援事業者は、前三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（通所利用者負担額に係る管理）

第二十五条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援および他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援および当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援および当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者および当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第二十六条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第二十四条第二項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

（指定児童発達支援の取扱方針）

第二十七条 指定児童発達支援事業者は、次条第一項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者および障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（児童発達支援計画の作成等）

第二十八条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条において「児童発達支援計画」という。）の作成に

関する業務を担当させるものとする。

- 2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者および障害児の希望する生活ならびに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者および障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者および障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者および障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標およびその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助および当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービスまたは福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者および障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、規則で定めるところにより行わなければならない。
- 10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。

（児童発達支援管理責任者の責務）

第二十九条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、規則で定める業務を

行うものとする。

(相談および援助)

第三十条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第三十一条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

第三十二条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。第四項において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

- 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類および調理方法について栄養ならびに障害児の身体的状況および嗜好を考慮したものでなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第三十三条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

第三十四条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部または一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断または臨時の健康診断

- 3 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業員の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

（緊急時等の対応）

第三十五条 指定児童発達支援事業所の従業員は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（通所給付決定保護者に関する市町村への通知）

第三十六条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費もしくは特例障害児通所給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（管理者の責務）

第三十七条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業員および業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第三十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する運営規程（第四十四条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（勤務体制の確保等）

第三十九条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業員によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第四十条 指定児童発達支援事業者は、利用定員および指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第四十一条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第四十二条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第四十三条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(掲示)

第四十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第四十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児または他の障害児の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の障害児の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

第四十六条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第四十七条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するときまたは同条第三項の規定により懲戒に関しその

障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第四十八条 指定児童発達支援事業所の従業者および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者および管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者総合支援法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児またはその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第四十九条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のものまたは誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第五十条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者もしくは障害者総合支援法第五条第十六項に規定する一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等またはその従業者に対し、障害児またはその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等またはその従業者から、障害児またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(平二五条例一二・一部改正)

(苦情解決)

第五十一条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児または通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第二十一条の五の二十一第一項の規定により知事または市町村長（以下この項および次項において「知事

等」という。)が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出提示もしくは命令または当該職員からの質問もしくは指定児童発達支援事業者の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および障害児または通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、知事等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を知事等に報告しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査またはあつせんのできる限り協力しなければならない。
(地域との連携等)

第五十二条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児もしくはその家庭または当該障害児が通い、在学し、もしくは在籍する保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園、小学校もしくは特別支援学校もしくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(平二七条例一〇・一部改正)

(事故発生時の対応)

第五十三条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第五十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第五十五条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

第五節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者)

第五十六条 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 指導員または保育士

二 児童発達支援管理責任者

2 前項各号の従業者の配置の基準は、規則で定める。

(設備)

第五十七条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備および備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第五十八条 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(準用)

第五十九条 第五条、第八条および前節(第十二条、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第三十二条、第三十四条、第四十七条および第五十二条第二項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(平二五条例四四・一部改正)

(指定生活介護事業所に関する特例)

第六十条 次の各号に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス基準条例第八十条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護(指定障害福祉サービス基準条例第七十九条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準条例第八十条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第二十四条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

一 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数およびこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(平二五条例四四・一部改正)

(指定通所介護事業所に関する特例)

第六十一条 次の各号に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者(福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例(平成二十四年福井県条例第六十号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第百条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第九十九条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。))を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所(同項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。))を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第五十九条(第二十四条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所については適用しない。

一 当該指定通所介護事業所の食堂および機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者の数およびこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

三 この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(平二五条例四四・一部改正)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第六十一条の二 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。))または指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。))のうち通いサービス(指定地域密

着型サービス基準第六十三条第一項または第一百七十一条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第五十九条(第二十四条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項または第一百七十一条第一項に規定する登録者をいう。))の数と指定障害福祉サービス基準条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスもしくは第八十一条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスまたは厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。))第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者および障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。))にあっては十八人)以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスもしくは第八十一条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスまたは特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等)にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、十二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人または二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂(指定地域密着型サービ

ス基準第六十七条第二項第一号または第一百七十五条第二項第一号に規定する居間および食堂をいう。)は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数および指定障害福祉サービス基準条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスもしくは第八十一条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスまたは特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条または第一百七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(平二五条例四四・追加、平二七条例一〇・一部改正)

第三章 医療型児童発達支援

第一節 基本方針

第六十二条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定医療型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作および知識技能を習得し、ならびに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導および訓練ならびに治療を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者)

第六十三条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- 一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する診療所として必要とされる従業者
- 二 児童指導員
- 三 保育士
- 四 看護師
- 五 理学療法士または作業療法士
- 六 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 第一項各号に掲げる従業者の配置の基準は、規則で定める。

(準用)

第六十四条 第八条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第六十五条 指定医療型児童発達支援事業所は、次に掲げる設備を有しなければならない。

- 一 医療法に規定する診療所として必要とされる設備
 - 二 指導訓練室、屋外訓練場、相談室および調理室
 - 三 浴室および便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
- 2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
- 3 第一項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第一号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第四節 運営に関する基準

(利用定員)

第六十六条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

第六十七条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、規則で定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 指定医療型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定医療型児童発達支援事業者は、前三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定医療型児童発達支援事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第六十八条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費または肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費および肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付

決定保護者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第六十九条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費もしくは特例障害児通所給付費または肢体不自由児通所医療費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第七十条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(準用)

第七十一条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十七条から第三十五条まで、第三十七条、第三十九条から第四十二条まで、第四十四条から第四十八条まで、第四十九条第一項、第五十条から第五十三条までおよび第五十五条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十条」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第六十七条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十五条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第四十四条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

第四章 放課後等デイサービス

第一節 基本方針

第七十二条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、および社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導および訓練を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者)

第七十三条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 指導員または保育士

二 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 嘱託医

二 看護師

三 児童指導員または保育士

四 機能訓練担当職員

五 児童発達支援管理責任者

4 前三項の従業者の配置の基準は、規則で定める。

(平二七条例一〇・一部改正)

(準用)

第七十四条 第八条および第九条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第七十五条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備および備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備および備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(利用定員)

第七十六条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。

(平二七条例一〇・一部改正)

(通所利用者負担額の受領)

第七十七条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を

行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

第七十八条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十七条中「いう。第五十二条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十七条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(平二五条例四四・平二七条例一〇・一部改正)

第五節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者)

第七十九条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 指導員または保育士

二 児童発達支援管理責任者

2 前項各号の従業者の配置の基準は、規則で定める。

(設備)

第八十条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備および備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(平二五条例四四・一部改正)

(利用定員)

第八十条の二 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(平二七条例一〇・追加)

(準用)

第八十一条 第八条、第十三条から第二十三条まで、第二十六条第二項、第二十七条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで、第六十条から第六十一条の二まで、第七十二条および第七十七条（第一項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

(平二五条例四四・平二七条例一〇・一部改正)

第五章 保育所等訪問支援

第一節 基本方針

第八十二条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援(以下「指定保育所等訪問支援」という。)の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者)

第八十三条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者(以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 訪問支援員

二 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の配置の基準は、規則で定める。

(準用)

第八十四条 第八条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第八十三条第一項第一号に掲げる訪問支援員および同項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第八十五条 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備および備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第八十六条 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時および障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族または訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第八十七条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定保育所等訪問支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域(当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。)以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定保育所等訪問支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定保育所等訪問支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第八十八条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(準用)

第八十九条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項および第五十三条から第五十五条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第八十八条」と、第十七条中「いう。第五十二条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第八十七条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十四条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

第六章 多機能型事業所に関する特例

(従業者に関する特例)

第九十条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第六条第一項および第二項、第七条、第六十三条、第七十三条第一項、第二項および第四項ならびに第八十三条第一項の規定の適用については、第六条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあり、ならびに同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第七条第一項から第四項まで中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十三条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、ならびに同条第二項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十三条第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあり、ならびに同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第八十三条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

(平二七条例一〇・一部改正)

(設備に関する特例)

第九十一条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

(利用定員に関する特例)

第九十二条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)

は、第十二条、第六十六条および第七十六条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第十二条、第六十六条および第七十六条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援または指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業または指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて五人以上)とすることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第十二条、第六十六条および第七十六条の規定にかかわらず、その利用定員を五人以上とすることができる。

4 第二項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害および重度の上肢、下肢または体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第十二条、第六十六条および第七十六条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

5 離島その他の地域であって児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)第八十二条第五項の厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)については、第二項中「二十人」とあるのは、「十人」とする。

(平二五条例四四・一部改正)

第七章 雑則

(規則への委任)

第九十三条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十

一号)附則第五条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であつて、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。)附則第二十二条第一項の規定により整備法第五条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。)第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成二十七年三月三十一日までの間は、第六条第一項第二号および第二項ならびに第七十三条第一項第二号および第二項の規定は適用せず、第二十八条、第二十九条の規定の適用については、第二十八条第一項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第二項から第九項までおよび第二十九条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」とする。

(平二五条例一二・一部改正)

附 則 (平成二五年条例第一二号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第二条中福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第二号の改正規定(「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。)、第三条から第五条までの規定、第六条中福井県障害福祉サービス事業の設備および運営の基準に関する条例第二条および第十二条第一項第五号の改正規定、第七条および第八条の規定ならびに第十条中福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例附則第二項の改正規定 平成二十五年四月一日

二 前号に掲げる規定以外の規定 平成二十六年四月一日

附 則 (平成二五年条例第四四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年条例第一〇号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。